

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

標茶町は国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本町では、情報セキュリティに関する基本方針、基準等を定め、町が保有する情報資産を適切に管理し個人情報保護対策の徹底を図っている。

## 評価実施機関名

北海道標茶町長

## 公表日

令和1年6月30日

## 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	国民健康保険関連事務
事務の概要	<p>【概要】 国民健康保険法その他の国民健康保険に関する法律及び町条例等に基づき、被保険者の届出による資格の管理及び保険証等の交付、保険給付事業等を行っている。</p> <p>【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 申請書や届出書に関する確認業務 保険給付の支給に関する業務 保険医療機関等に支払う一部負担金に係る措置に関する業務 保険給付の一時差し止めに関する業務</p>
システムの名称	総合行政システム(国民健康保険資格管理システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番30
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 項番(1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106)
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	住民課
所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	標茶町役場総務課 〒088-2312 北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地

## しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

## しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

